



(2021年8月19日 理事会承認)

(民放キー局 編成局長宛)

## 放送番組同時配信に関する要望

一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 (ATP)  
理事長 福浦 与一

民放キー局による放送番組の同時配信は、開始を間近に控えていると伺っています。先ごろ成立した「著作権法の一部を改正する法律」の「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する措置」が来年1月から施行されることもあり、貴局におかれましても準備が進んでいることと存じます。日々、放送番組の製作に携わっている制作会社にとっても、視聴方法の多様化は、放送にとどまらないコンテンツの新たな展開につながるものとして、期待を寄せているところです。

一方で、民放キー局の同時配信が、いつ、どのような形で始まるのか、具体的な情報がないことから、会員社の間に不安や懸念が広がっていることも確かです。ATPが本年6月下旬に行った会員社アンケートでは、同時配信に伴う権利処理業務やその対価等を明らかにして欲しいという声が多く聞かれました。

こうした会員社の意向を踏まえ、放送事業者の皆様をお願いしたいことを、以下の2項目にまとめました。趣旨ご理解いただき、各項目について貴局のお考えをお伺いし、協議する機会をいただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 放送同時配信の位置づけと使用料などについて

放送同時配信等は現行実施されている番組の配信と同様に、放送番組の二次利用にあたりと解されています。従って、制作費とは別に放送同時配信等の使用料は支払われるべきと考えます。また、過去番組のリピート放送の際に行われる放送同時配信等 (TVerなどユーザーから対価を得ないものを含む) については、その番組の権利者である制作会社にも、許諾条件等の提示を求めます。合わせて、リピート放送の放送権料と放送同時配信等の使用料は別に支払われるべきものと考えます。

また、法改正により番組の利用形態が現在よりさらに広がり、番組自体の価値が高まることとなります。つきましては、制作会社が著作権を保有する番組だけでなく、制作協力等の番組についても、その価値向上への寄与等に鑑み、制作協力等の対価についても、協議に応じていただくことを望みます。

### 2. 権利処理業務と費用について

現行の配信においては、制作会社が著作権を保有する番組においても、配信にかかる権利処理は利用主体である放送事業者側で行っているのが一般的です。制作会社へ

の負担の軽減も鑑み、今後の放送同時配信等においても現行同様に放送事業者側での対応を求めます。

なお、新たな番組制作時において、放送同時配信等の各権利処理業務を製作会社に委ねることとした場合には、それにかかる権利処理費用と管理費は、番組制作費とは明確に仕分けし別建てとすることを求めます。その点が曖昧なままだと、番組制作費に放送同時配信等の権利処理費が包含されてしまう結果、番組制作費の切り下げになり、実質的な減額や買ったたきになりかねないと危惧します。

各権利者団体からは、権利処理を円滑に行うには放送事業者側の体制をより充実すべきとの提言もありますが、権利処理の明確なマニュアルの作成とその運用の説明を責任もって行うようお願いいたします。

以上